

森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会報告 (中間とりまとめ)の概要

1 現行制度の効果

(地域活動への効果)

- 交付金制度は、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動の促進に有効。
- 交付金制度により、効率的な森林施業が可能となり、森林所有者等の森林整備への関心も高まった。

(森林整備への効果)

- 交付金制度は、森林整備の促進に有効。
- 交付金制度は、林業経営や森林管理のインセンティブになり、森林組合などが施業・経営の集約化に取り組む契機にもなった。

2 現行の仕組みの評価及び対応方向

(対象森林)

- 次期制度においても、森林施業計画の対象とする森林を支援の対象森林とするとともに、森林施業計画の認定を受けていない森林について、林業事業者等が受託して森林施業計画を作成する動きを促進する仕組みへの見直しを検討すべき。

(交付対象者)

- 森林施業計画の作成主体が当該計画に責任を有しており、次期制度でも交付対象者とすべき。
- 施業・経営の集約化など取組内容に応じて支援を重点化することにより、望ましい森林施業の促進に向けた戦略的な仕組みへの見直しを検討すべき。

(積算基礎森林)

- 7 齢級(35年生)以下の人工林は、森林施業が実施されなければ存続が危ぶまれる森林であり、次期制度でも積算基礎森林とすべき。
- 8・9 齢級(35~45年生)の人工林の交付要件については、環境配慮の要素を加味した見直しが可能か検討すべき。

(地域活動)

- 「森林の現況調査」、「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」は、計画的かつ一体的な森林施業に不可欠な作業であり、次期制度でも地域活動とすべき。

- 交付対象者の説明責任を明確にするため、実施量が把握できる仕組みへの見直しを検討すべき。特に、「森林の現況調査」は、施業・経営の集約化が見込める森林を対象とし、全国共通の調査票により必要な施業が判断できる程度の森林情報を収集させることも検討すべき。

(交付金の返還)

- 協定廃止や協定違反の場合は、自然災害等の不可抗力の場合を除き、次期制度でも協定締結時に遡って交付金を返還させるべき。

(市町村の事務)

- 交付金制度担当の市町村職員の事務負担が過大にならないよう、可能なものは森林組合等への委託も検討すべき。

(評価指標)

- 地域活動と森林施業との結び付きを明確にするため、地域活動が森林施業にどう貢献したかが把握できる評価指標の導入を検討すべき。

(交付額の制限)

- 交付額を制限している市町村に対しては、市町村の住民も森林の有する多面的機能の受益者となることを十分に説明し、交付金制度の一層の普及を図るべき。

3 平成19年度以降の新たな対応方向

(制度の継続)

- 我が国の森林・林業の現状などを踏まえると、平成19年度以降も交付金制度を継続すべき。

(施業・経営の集約化)

- 適切な森林整備を推進するとともに、望ましい林業構造を確立するため、次期制度では施業・経営の集約化の支援に重点を置くべき。
- 次期制度を検討する際は、施業・経営の集約化に取り組む者の意欲を高める仕組みや、交付金制度で得られた森林情報等を公表するなど、施業・経営の集約化に取り組む者が森林情報等を入手することを支援する仕組み、などに留意する必要。

(効果の量的把握)

- 間伐等の施業の実施量をもって交付金制度の効果を計るのは適当ではないが、施業・経営の集約化を促進する仕組みとした場合には、その進捗状況を把握することが考えられる。

森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会報告

中間とりまとめ

平成18年5月30日

森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会

はじめに

近年、林業の採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動が十分に行われなくなってきたとともに、間伐等の森林施業が十分に行われない人工林や更新されないままの伐採跡地があるなど、適切な森林整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されている。

このような状況の中、適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を確保するための支援措置として、「森林整備地域活動支援交付金制度」が平成14年度に創設され、平成18年度までの5年間の期間で実施することとされた。

現在、本制度の創設から約4年間の経過し、森林・林業を取り巻く状況が依然として厳しい中で、引き続き適切な森林整備を推進するためには、それを支援する本制度の今後のあり方等を検討することが必要と考えられる。このため、林野庁からの要請を受け、昨年12月から「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」を開催し、地方公共団体や関係団体からの意見聴取も含め、これまでに計5回にわたり、本制度の平成19年度以降の対応に資するために必要な検討を行ってきたところである。

本報告書はこれまでの検討結果を「中間とりまとめ」のかたちで整理したものである。林野庁においては、今後、この検討結果を踏まえ、適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能が十全に発揮されるよう、制度の見直しに向けた必要な検討が行われることが期待される。

平成18年5月30日

森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会

目 次

I	現行制度の効果	1
1	地域活動への効果	1
2	森林整備への効果	1
3	その他の効果	2
II	現行の仕組みの評価及び対応方向	3
1	対象森林	3
2	交付対象者	3
3	積算基礎森林	4
4	地域活動	5
5	交付金の返還	5
6	市町村の事務	6
7	評価指標	6
8	交付金の制限	7
III	平成19年度以降の新たな対応方向	8
1	制度の継続	8
2	施業・経営の集約化	8
3	効果の量的把握	9
4	その他	9
(参考)		
○	森林整備地域活動支援交付金制度の実施状況	10
○	森林整備地域活動支援交付金制度の概要	11
○	森林整備地域活動支援交付金制度のポイント	12
○	森林整備地域活動支援交付金のイメージ	15
○	「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」委員名簿	16
○	「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」開催状況	17

I 現行制度の効果

交付金制度は、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動の確保を目的とする支援策であり、森林整備に対する森林所有者等の意欲を喚起しつつ、適切な森林施業に向けた条件を整備しようとするものである。

以下は、上記を踏まえ、「地域活動への効果」、「森林整備への効果」及び「その他の効果」の3つの視点から交付金制度の効果を検証したものである。

1 地域活動への効果

(1) 関連データ

林野庁が平成17年12月に実施した「森林整備地域活動支援交付金制度に係る調査」の結果（以下「調査結果」という。）は以下のとおりである。

- 「森林の現況調査」については、市町村の84%、森林組合の91%、森林所有者の92%が「非常に効果がある」または「効果がある」と回答。
- 「施業実施区域の明確化作業」については、市町村の84%、森林組合の90%、森林所有者の90%が「非常に効果がある」または「効果がある」と回答。
- 「歩道の整備等」については、市町村の92%、森林組合の93%、森林所有者の91%が「非常に効果がある」または「効果がある」と回答。

(2) 評価

交付金制度は、地域活動の実施の促進に有効であると判断できる。

交付金制度で支援する地域活動は、いずれも適切な森林施業の実施に不可欠な作業である。交付金制度でこれらの地域活動を支援した結果、効率的な森林施業の実施が可能となっただけではなく、森林所有者等の森林整備への関心が高まり、また団地全体で地域活動を実施した場合は地域内の結び付きが強まるなど、その効果は単に地域活動の実施の促進に止まっておらず、この点も高く評価できる。

2 森林整備への効果

(1) 関連データ

調査結果は以下のとおりである。

- 市町村の42%、森林組合の58%、森林所有者の77%が「有効である」と回答。また、市町村の49%、森林組合の39%、森林所有者の22%が「制度の一部見直しが必要であるものの、有効である」と回答。
- 市町村の62%、森林組合の55%が「森林整備に対する森林所有者の意欲が向上した」と回答。また、森林所有者の66%が「森林整備に対する意欲が向上した」と回答。

林野庁が平成16年7月に実施した「森林整備地域活動支援交付金の効果に係る調査」の結果によると、森林施業計画によるカバー率は、交付金制度の実施市町村では66%となっており、未実施市町村の44%よりも高くなっている。

(2) 評価

交付金制度は、森林整備の促進に有効であると判断できる。

交付金制度は、交付額の大小にかかわらず林業経営や森林管理のインセンティブになっている。また、森林組合、素材生産業者、第三セクター、NPOなど森林所有者以外の者が施業・経営の集約化に取り組む契機となり、森林組合等への長期施業委託が増加し、森林施業計画作成に至った点や、入会林野等への交付が森林整備に向けた地域関係者のつながりを強化した点も評価できる。

3 その他の効果

(1) 関連データ

林野庁が平成17年9月に作成した「森林整備地域活動支援交付金制度取組事例集」によると、交付金制度の波及効果として「森林ボランティア活動の促進」、「地域の雇用創出」、「森林組合と森林所有者との信頼関係強化」等の事例が見られる。

(2) 評価

交付金制度には様々な波及効果がみられるが、「森林ボランティア活動の促進」と「森林組合と森林所有者との信頼関係強化」については、森林整備につながる効果であり高く評価できる。また、交付金制度では、協定の締結、地域活動の実施状況確認、交付金の交付という制度の主要部分を市町村が担うこととされたため、市町村が森林整備に力を入れる契機になった点も高く評価できる。

交付金制度の波及効果には数値化が困難なものが多いが、今後も引き続き取組事例を収集することが必要である。

II 現行の仕組みの評価及び対応方向

1 対象森林

(1) 関連データ

林野庁業務資料によると、森林施業計画の認定率（面積ベース）は平成14年度以降低下しており、平成15年度は約57%となっている。

なお、平成13年の森林法改正により、効率的な林業生産活動を政策的に誘導するため、30ha以上のまとまりをもった森林が森林施業計画の対象森林とされている。

(2) 評価

適切な森林施業の実施が期待できる森林を支援するため、認定を受けた森林施業計画の対象とする森林を交付金制度の対象森林としているのは妥当である。

なお、森林の有する多面的機能の発揮の観点から重要であるにもかかわらず、木材価格の下落や不在村化等により森林所有者の施業意欲が低下したため、森林施業計画が作成されず、交付金制度の支援対象外となっている森林も見受けられる。

(3) 対応方向

次期制度においても交付金制度による支援対象森林を森林施業計画の対象とする森林とするとともに、森林整備への関心が低く森林施業計画の認定を受けていない森林所有者の森林を意欲的な林業事業者等が受託して森林施業計画を作成する動きを促進する仕組みへの見直しを検討すべきである。

2 交付対象者

(1) 関連データ

交付対象者の99%を占める森林所有者に係る調査結果は以下のとおりである。

- 地域活動については、53%の者が自ら実施し、47%の者が森林組合等へ委託。
- 森林施業については、地域活動を自ら実施した者のうち、74%の者が自ら実施し、26%の者が森林組合等へ委託。
- 所有規模が大きい者ほど、「森林整備意欲の向上」に効果があったと回答。
- 所有規模が大きい者が多い地域ほど、森林施業を自ら実施した者が多い傾向。
- 団地の設定範囲が大きいほど、「森林組合への施業委託の推進」に効果があったと回答。

(2) 評価

森林施業計画の作成主体が当該計画の実施に責任を有することから、作成主体を交付対象者としているのは妥当である。しかしながら、共同作成の団地の場合は作成主体が複数のため、団地全体での効果的・効率的な交付金の使用が困難な場合も多く、また、交付金の交付に係る市町村職員の事務負担の増加にもつながっている。

所有規模や団地の設定範囲が大きいほど、森林整備意欲の向上に効果があるが、現行の交付金制度では施業・経営の集約化を直接促進する仕組みをとっていない。

(3) 対応方向

次期制度においても、森林施業計画の作成主体を交付対象者とすべきであるが、以下の点に留意した見直しを検討すべきである。

なお、一定の財政的支援がなければ計画的かつ一体的な施業が十分に行われない森林を支援するという交付金制度の趣旨は次期制度でも踏襲すべきである。

- 共同作成の団地の場合は代表者の設置を義務付けるなど、支援対象者の顔が見え、また、団地全体での取り組み強化につながる仕組みとすること。なお、代表者については、地域性を踏まえて団地全体の利害を調整できる者が望ましい。
- 施業・経営の集約化など交付対象者の取組内容に応じて支援を重点化することにより、望ましい森林施業の促進に向けてより戦略的な仕組みとすること。
- NPOなど地域資源を共同管理するネットワークが現況調査等で得られた森林情報を利用しやすい仕組みとすること。

3 積算基礎森林

(1) 関連データ

林野庁業務資料によると、我が国の人工林の齢級構成は9齢級（45年生）以下のものが約8割を占め、未だ、保育、間伐等の手入れが必要な状況となっている（平成14年3月31日現在）。また、積算基礎森林の91%が7齢級（35年生）以下の人工林となっており、5%が12齢級（60年生）以下の育成天然林、4%が8・9齢級（35～45年生）の人工林となっている（平成16年度）。

調査結果によると、制度の見直しが必要であると回答した市町村の35%が「積算基礎森林の基準の変更」を要望しており、具体例として「協定期間内に施業を実施しない森林の除外」などを挙げている。また、制度の見直しが必要であると回答した森林組合の70%、森林所有者の53%が「積算基礎森林の基準の変更」を要望しており、具体例として「積算基礎森林の齢級の引き上げ」などを挙げている。

(2) 評価

適切な森林施業の実施が確保されなければ森林の存続が危ぶまれ、森林の持つ公益的機能の発揮が著しく低下するような齢級までの育成林を積算基礎森林としているのは妥当である。

(3) 対応方向

7齢級（35年生）以下の人工林については、森林施業が実施されなければ存続が危ぶまれる森林であることから、次期制度においても積算基礎森林とすべきである。

また、8・9齢級（35～45年生）の人工林に係る交付要件^(注)については、環境配慮の要素を加味した見直しが可能か検討すべきである。

なお、積算基礎森林は交付金制度の根幹に関わるものであることから、次期制度においても明確な基準を定めるべきである。

(注) 8・9 齡級 (35~45年生) の人工林に係る交付要件

- a 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林区域内に存する森林
- b 協定締結後協定期間中に施業を計画している森林
- c 当該施業が35年生以下の人工林と一体的な施業が行われる森林

4 地域活動

(1) 関連データ

地域活動の実施状況に係る調査結果は以下のとおりである。

- 地域活動の報告件数の73%を「森林の現況調査」が占め、「歩道の整備等」は11%、「施業実施区域の明確化作業」は10%。
- 「森林の現況調査」の実施方法をみると、森林所有者の75%、森林組合の61%が「目測」で実施。

(2) 評価

「森林の現況調査」、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備等」は計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な作業であり、地域活動としているのは妥当である。しかしながら、「森林の現況調査」が報告件数の大半を占め、さらにその大半が「目測」で実施されている実態を鑑みると、交付金制度についての国民の十分な理解が得られる仕組みとすべきではないか。

(3) 対応方向

次期制度においても、「森林の現況調査」、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備等」を地域活動とすべきであるが、交付対象者の説明責任を明確にし、また、交付金制度に対する国民の理解を得るためには、地域活動の実施基準を作成するなど、実施量が把握できる仕組みへの見直しを検討すべきである。特に、「森林の現況調査」については、施業・経営の集約化が見込める森林を対象とし、調査結果が施業に結びつくよう、全国共通の調査票により必要な施業が判断できる程度の森林情報を収集させ、森林所有者の施業委託に関する意向と併せて公開させることも検討すべきである。

なお、地域活動のメニュー拡充については、我が国の森林・林業の現状を踏まえ、各地域の実情に応じ、計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な作業を支援するという交付金制度の趣旨を逸脱しない範囲で可能かどうか、慎重に検討すべきである。

5 交付金の返還

(1) 評価

協定の対象となっている森林施業計画の確実な実施を担保するため、自然災害等の不可抗力の場合を除き、協定廃止の場合や協定違反の場合に協定締結時に遡って交付金を返還させることは妥当である。

(2) 対応方向

次期制度においても、自然災害等の不可抗力の場合を除き、協定廃止の場合や協定違反の場合には協定締結時に遡って交付金を返還させるべきである。

なお、対象森林を地方公共団体が引き継いで管理する場合も協定廃止となり交付金の返還が必要となるが、その返還を免除することについては、交付金を受け取った者が森林施業を計画どおり確実に実施するというのが大原則であることから、安易に協定が破棄されるようになる可能性も含め、慎重に検討すべきである。

6 市町村の事務

(1) 関連データ

市町村の事務に係る調査結果は以下のとおりである。

- 交付金制度を担当する市町村職員の数平均1.4人で、うち71%の者が林務経験年数が3年未満の者。
- 交付金制度を担当する市町村職員の50%が事務負担を感じており、うち64%の者が「書類審査」と「現地確認」を、また、56%の者が「協定の作成指導」を負担に感じていると回答。

(2) 評価

市町村の事務^(注)は、交付金の適切かつ円滑な交付の促進にとって重要であり、これを支援することは妥当である。しかしながら、交付対象者が多い場合等には市町村職員の負担感が大きいと判断される。

一方では、交付金制度を契機に市町村が森林整備に力を入れるようになった事例もみられる。

(注) 市町村の事務は、①地域説明会の開催、②協定の作成指導、③書類審査、④現地確認計画の策定、⑤現地確認、⑥交付事務、の6つ。

(3) 対応方向

次期制度においても、上記6つの事務については市町村で実施すべきであるが、交付金制度を担当する市町村職員の数や林務経験年数を踏まえ、事務負担が過大なものにならないよう事務の改善を図るべきである。その場合、可能なものは森林組合等への委託についても検討すべきである。

7 評価指標

(1) 関連データ

調査結果によると、交付金制度を担当する市町村職員の多くが「地域活動の実施量」や「森林施業計画の実施状況」などを評価指標にすべきであると回答している。

(2) 評価

できるだけ多くの対象森林で協定が締結され、森林施業の実施に不可欠な地域活動が確保されることを目標とすることも重要ではあるが、地域活動と森林施業との結び付きを国民や住民に明確に説明できるようにすることが重要である。

(3) 対応方向

次期制度においては、地域活動の実施が森林施業にどう貢献したかが把握できる評価指標の導入を検討すべきである。また、交付金制度に対する国民の理解を得るため、環境配慮を評価の基準に追加することが可能かどうか、協定にその内容を記載させることが可能かどうかも検討すべきである。

なお、環境配慮に係る基準を地域独自に策定することとした場合には、地方公共団体、森林組合、NPOなど多様な主体が参加して策定する仕組みも検討すべきである。

8 交付額の制限

(1) 関連データ

市町村による交付額の制限に係る調査結果は以下のとおりである。

- 21%の市町村が交付額を制限していると回答。
- 交付額の制限理由については、66%の市町村が「財政事情」^(注)と回答。
- 交付額の制限方法については、73%の市町村が「一部の積算基礎森林を除外」を、12%の市町村が「一部の森林所有者等を除外」を実施。
- 「一部の積算基礎森林を除外」の主な方法は「施業を実施しない箇所を除外」。
- 「一部の森林所有者等を除外」の主な方法は「不在村森林所有者を除外」。

なお、都道府県に対する聞き取り調査の結果、施業実施箇所に限定して地域活動を実施をするよう指導している都道府県がみられた。

(注)「財政事情」について

交付金制度では、交付単価（積算基礎森林1ha当たり1万円）のうち、1/2を国が、概ね1/4ずつを都道府県と市町村が交付している。

(2) 評価

市町村の厳しい財政事情や、不在村者への交付は住民の理解を得るのが難しいことが、交付金制度の推進に影響を与えていると思われる。

(3) 対応方向

次期制度においては、交付金制度により適切な森林整備が実施され、森林の有する多面的機能が十分に発揮されれば、住民も受益者となることを市町村に十分に説明し、交付金制度の一層の普及を図るべきである。

Ⅲ 平成19年度以降の新たな対応方向

1 制度の継続

(1) 関連データ

平成19年度以降も交付金制度が継続された場合の意向に係る調査結果は以下のとおりである。

- 市町村の59%、森林組合の86%、森林所有者の92%が「実施する」または「取り組む」と回答。
- 市町村の38%が「内容をみてから判断する」と回答。主な判断基準は「効果の量的把握」と「事務負担の軽減」。

(2) 対応方向

交付金制度の基本的考え方は、「交付金の交付は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。」（「森林整備地域活動支援交付金実施要領」第2-1-(2)）としているが、我が国の森林・林業の現状、及び「Ⅰ 現行制度の効果」を踏まえると、平成19年度以降についても交付金制度を継続すべきである。

2 施業・経営の集約化

(1) 関連データ

調査結果によると、施業・経営の集約化を促進する手段として交付金制度を活用することについて、市町村の86%、森林組合の94%、森林所有者の95%が「効果があると思う」と回答している。

(2) 対応方向

交付金制度では、森林組合等の森林所有者以外の者が施業・経営の集約化に取り組む契機となった事例が見られる。適切な森林整備の推進だけでなく、望ましい林業構造の確立のためにも、施業・経営の集約化を促進することは重要であり、次期制度ではその支援に重点を置くべきである。

なお、次期制度を検討する際は、以下の点に留意する必要がある。

- 施業・経営の集約化に取り組む者の意欲を高める仕組みとすること。
- 交付金制度により得られた森林情報等は市町村において公表するなど、施業・経営の集約化に取り組む者が必要な森林情報等を入手することを支援する仕組みとすること。
- 施業・経営の集約化に同意して所有林を長期施業委託した森林所有者も交付金制度の効果（施業に結び付いた成果）が実感できる仕組みとすること。
- 共同作成の団地には代表者の設置を義務付けるなど、将来的に施業・経営の集約化につながる仕組みとすること。

3 効果の量的把握

(1) 関連データ

調査結果によると、平成19年度以降も交付金制度が継続された場合の意向について、市町村の38%が「内容をみてから判断する」と回答しており、その主な判断基準のひとつは「効果の量的把握」である。

(2) 対応方向

交付金制度の効果を量的に把握するのは困難であるが、次期制度で施業・経営の集約化を促進する仕組みとした場合には、その進捗状況を把握することが考えられる。

なお、間伐等の施業の実施量については、木材価格や補助金等の有無などが大きく影響するため、その増減をもって交付金制度の効果を計るのは適当ではないと考えられる。

4 その他

次期制度を検討する際は、以下の点に留意する必要がある。

- 国民の理解を得るため、地域の実情に応じて、多様な森林整備に向けた環境配慮が促進される仕組みが可能かどうか検討すること。
- 施業・経営の集約化に取り組んでいる林業事業者の優良事例を参考に、森林所有者に対する提案型の施業の働きかけが進むような仕組みを検討すること。

森林整備地域活動支援交付金制度の実施状況

1 実施市町村数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (見込み)
対象森林を有する市町村数	2,247	2,166	1,930	1,796
実施市町村数	1,648	1,908	1,725	1,616
実施率	73%	88%	89%	90%

2 協定の締結数

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (見込み)
11,863	14,867	15,563	15,604

3 積算基礎森林面積

(単位：千ha)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (見込み)
35年生以下の人工林	1,091	1,396	1,463	1,485
60年生以下の育成天然林	60	76	80	80
36～45年生の人工林(要件付)	40	54	60	60
合計	1,191	1,526	1,602	1,625

4 交付金の交付総額

(単位：億円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (見込み)
交付総額	119	153	160	163
実施率※	55%	70%	74%	75%

※ 事業費総額(217億円)に対する実施率。

森林整備地域活動支援交付金制度の概要

1. ポイント

近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握等の活動が十分に行われなくなってきた状況。このため、適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動が確保されるよう、保育等の森林施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付。

2. 採択要件等

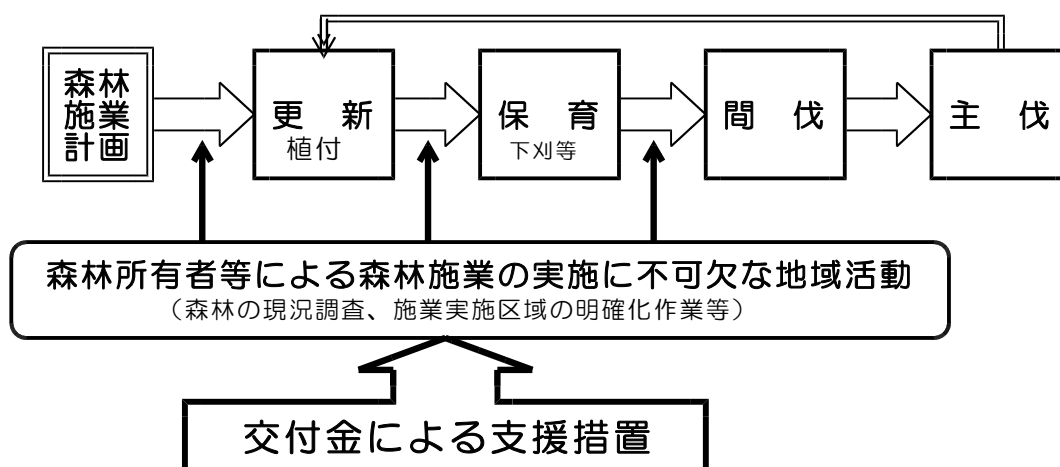
- 対象森林：森林施業計画の認定（30ha以上のまとまりを要件）を受けている森林
- 対象者：森林施業計画の認定を受けた森林所有者等
- 対象行為：市町村長との間の協定に基づき行う施業の実施に不可欠な地域活動（森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等）

3. 事業実施主体 市町村

4. 補助率 定額

（注）対象者に対しては、国と併せて地方公共団体が一体的に交付金を交付した場合、一定林齢以下の育成林1ha当たり年間1万円。

5. 事業期間 平成14年度～平成18年度



森林整備地域活動支援交付金制度のポイント

1 交付の流れ

交付金は、認定を受けた森林施業計画の対象森林を単位として、森林所有者等が、予め市町村長と協定を締結した上で、森林施業の実施に不可欠な地域活動を実施した場合に、毎年交付される。

(1) 対象森林

全国の私有林のうち、認定を受けた森林施業計画の対象森林。

(2) 交付対象者

交付対象者は、協定の対象となる森林施業計画の作成者である森林所有者等（森林組合、林業事業体を含む。）とする。

数人が共同で森林施業計画を策定している場合は、協定には、原則、全員参加とし、参加者の中から代表者（必要に応じ運営委員会を設置、以下同じ。）を置くことができる。

(3) 対象行為の実施

交付対象者（代表者）は、地域活動である森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等の行為のいずれか1つ以上を、毎年度、実施することとする。

(4) 実施状況の報告

交付対象者（代表者）は、毎年度、協定に基づき実施した対象行為の実施状況について市町村長に報告する。

(5) 対象行為の実施状況の確認

対象行為の実施状況の確認は、交付対象者（代表者）からの実施状況報告に基づき、市町村の職員が実施する。

(6) 森林組合等への委託

交付対象者（代表者）は、対象行為の実施、実施状況報告書の作成、交付金の受領等の交付金に係る行為の全部又は一部を森林組合等に委託することができる。

2 交付額

交付対象者への交付額は、積算基礎森林の合計面積に交付単価を乗じて得た金額とする。

(1) 交付単価

地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の単価は、積算基礎森林1ヘクタール当たり1万円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

このうち、国の交付金の交付単価は、積算基礎森林1ヘクタール当たり5,000円とする。

(2) 積算基礎森林

積算基礎森林は以下のとおりとする。

ア 林齢が協定締結時点において35年生以下である人工林

イ 林齢が協定締結時点において36年生以上45年生以下である人工林であって、次の要件を全て満たす森林

a 水土保持林又は森林と人との共生林であること

b 協定締結後協定期間中に施業を計画している森林であること

c 当該施業が35年生以下の人工林の施業と一体的に施業が行われる森林であること

ウ 林齢が協定締結時点において60年生以下である育成天然林

(3) 積算基礎森林の追加

協定締結後に植林等により上記(2)の条件を満たす森林が生じた場合には、積算基礎森林に追加することができる。

この場合、積算基礎森林に追加された年度における地域活動については、対象行為に含めることとする。

(4) 協定を廃止した場合及び協定違反の場合の取扱い

協定を廃止した場合及び協定違反の場合は、自然災害等の不可抗力による場合を除き、原則、協定締結時に遡り交付金を返還する。

3 事業実施期間

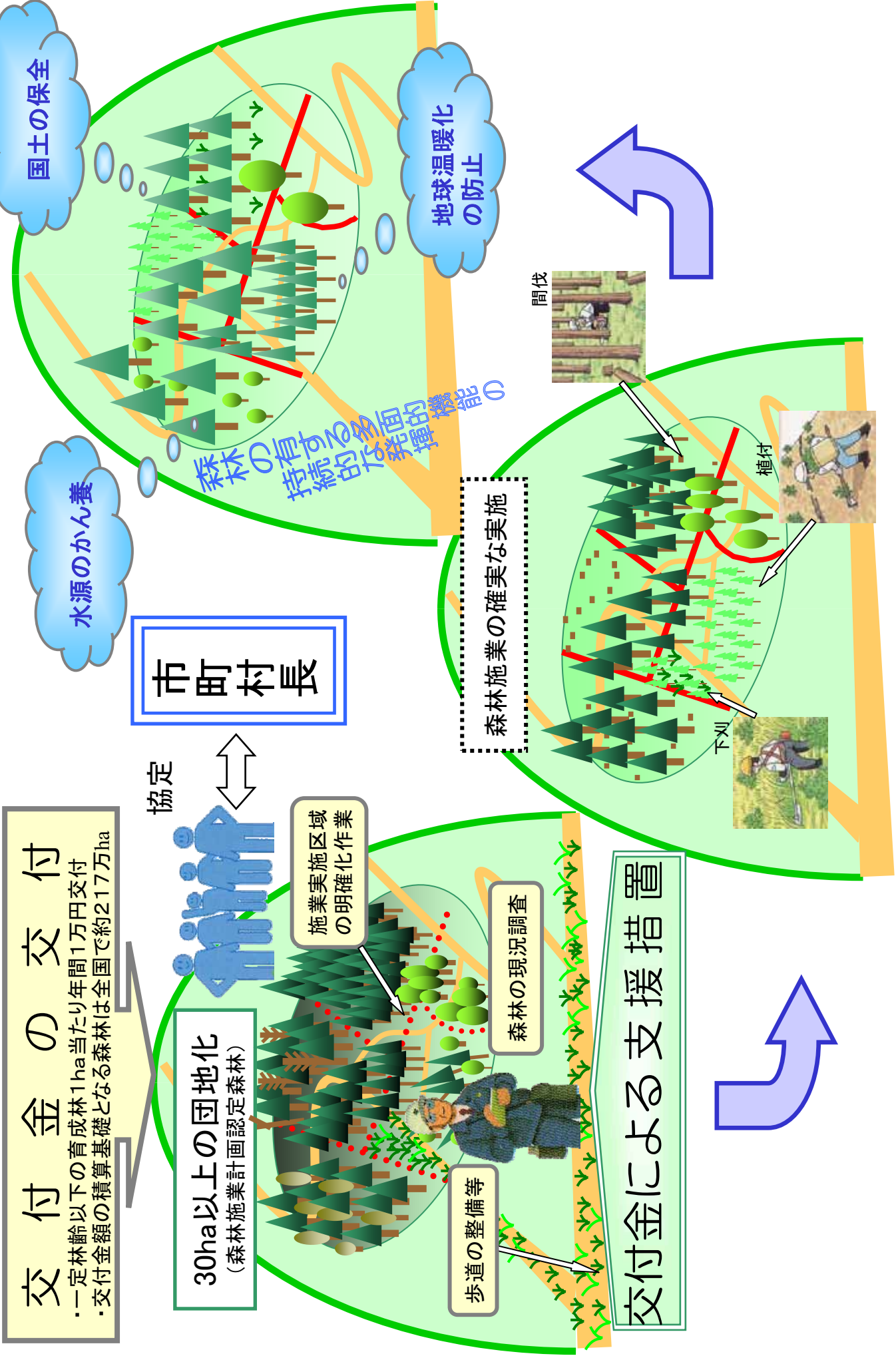
平成14年度から平成18年度までの5か年間。

4 地方公共団体の役割

国と地方公共団体とが共同で、緊密な連携の下に森林整備のための地域活動を支援する。

- (1) 市町村は、協定の締結、交付金の交付等の事務を実施する。
- (2) 都道府県は、交付金の交付等を円滑に進めるための事務を実施する。
- (3) 都道府県と市町村の負担割合は、同等を原則とする。
- (4) 都道府県は交付金を収入とする資金（条例基金）を設け、都道府県の負担額と資金からの拠出額をあわせて市町村に交付する。

森林整備地域活動支援交付金のイメージ



「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

くりはら けいこ
栗原 慶子

林業家

さとう のりこ
佐藤 宣子

九州大学大学院農学研究院助教授

しが かずひと
志賀 和人

筑波大学大学院生命環境科学研究科助教授

(座長) みつい しょうじ
三井 昭二

三重大学生物資源学部教授

みつまた がく
三俣 学

兵庫県立大学経済学部講師

「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」開催状況

- 第1回 日 時：平成17年12月5日（月）14：00～16：00
議 題：森林・林業を巡る諸情勢
現行制度の実施状況
今後の検討の進め方
- 第2回 日 時：平成18年1月30日（月）14：00～16：30
議 題：現行制度に関する検証事項の分析・検討
- 第3回 日 時：平成18年2月10日（金）14：00～17：00
議 題：地方公共団体及び関係団体からの意見聴取
- 第4回 日 時：平成18年2月27日（月）14：00～17：20
議 題：論点の整理
- 第5回 日 時：平成18年3月20日（月）14：00～17：00
議 題：森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会報告の
中間とりまとめ